

告 示

埼玉県教委告示第十五号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項の規定による技能教育のための施設の所在地の変更に係る届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

- 一 所在地を変更する技能教育のための施設の名称
日本産業専門学校（埼玉県川口市本町四丁目八番三号）
- 二 変更の内容

| 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|--------|-----------------|------------------|
| 施設の所在地 | 埼玉県川口市本町四丁目八番三号 | 埼玉県川口市飯塚一丁目九番十八号 |

三 変更年月日

平成三十年四月二日